

# 外為決済リスクに係るラウンドテーブル 中間報告書の概要

平成29年8月  
金融庁

# 1. 外為取引における決済リスク概要

## 「外為決済リスク」の定義

外為取引において、一方当事者が、売渡通貨を支払ったにもかかわらず、取引相手方の破綻等により、買入通貨の元本総額を受け取れず、損失を被るリスク。  
⇒主な対応策；異なる通貨間における同時決済（Payment vs Payment）の推進

### 【経緯】

#### 1974年6月 ヘルシュタット銀行事件

西独のヘルシュタット銀行が経営破綻、米銀がマルクを支払って米ドルを受け取れず

#### 1991年7月 BCCI事件

BCCI銀行が営業停止処分、外銀（邦銀を含む）が米ドルを受け取れず

#### 1996年 BIS支払・決済システム委；オールソップ・レポート

CLS銀行設立等による決済リスクへの対応を求める内容

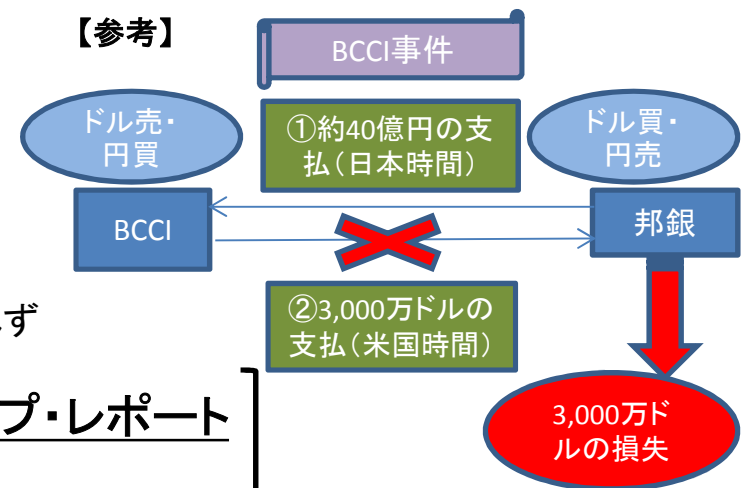
⇒2002年 CLS銀行の稼働・同時決済サービス開始

#### 2008年 KfW事件

リーマンショック時に、独KfW銀行が通貨スワップでリーマンにユーロを支払って米ドルを受け取れず（当時、通貨スワップはCLS決済（同時決済）対象外であったため。一方、リーマン・ブラザーズが行った外為取引については、CLSを通じて無事に決済が行われ、CLS決済が外為決済リスク削減に有効に機能することが証明された）

#### 2013年2月 バーゼル委が指針を公表

外為取引における金融市場インフラ（FMI）を使った同時決済の利用を求める内容



## 2. 外為取引における決済リスク管理への金融庁の取組

- ✓ 平成28事務年度金融行政方針において、外為決済リスク削減のために同時決済の促進に努めることを明記
- ✓ 実態把握のためのアンケート調査を実施
  - **主要行・大手証券**  
主要通貨以外の外為取引や通貨スワップ等については対応に課題が残るものの、高い割合でインターバンクにおける同時決済に対応済
  - **地銀**  
一部の地銀においては、インターバンクにおける同時決済に対応済。他の多くの先は、外為決済リスクをほとんど取っていない
  - **信託勘定**  
リスク量が相応に高いと考えられる取引があるなかで、いずれの信託勘定においても、同時決済未導入



信託勘定における同時決済の導入を進めるため、「**外為決済リスクに係るラウンドテーブル**」を設置(平成28年12月)

### 3. ラウンドテーブルでの議論の概要

- ラウンドテーブルにおいては、信託勘定における同時決済の必要性を確認し、様々な課題はあるものの、**できる限り早期に実現すべきことで合意**

#### 同時決済導入の必要性

- ✓ **外為決済リスクの低減**
  - インターバンク取引においては、同時決済により決済リスクは既に低減
- ✓ **国際的な潮流**
  - 欧米のファンド取引においてもリーマンショック以降同時決済導入を促進
  - 2017年5月にBISが公表した「グローバル外為行動規範」において同時決済利用を推奨
- ✓ **より安全で効率的な業務環境**
  - 同時決済のシェアは年々拡大しており、より安全で効率的な業務環境が実現できる

#### 導入に係る課題

- ✓ **受取通貨の日中流動性**
  - 同時決済可能な時間帯が限定的であることから、それまでの間、日中流動性の手当てが必要となる
- ✓ **同時決済可能な通貨は18通貨のみ**
  - CLSが対応しているのは18通貨のみ
  - 同時決済できない通貨があり、業務フローが二元化し、手続きが煩雑となるおそれ
- ✓ **コスト負担への顧客の理解**
  - 同時決済のためのコスト負担が発生することについて、受益者等顧客の理解を得る必要がある
- ✓ **多数の関係者**
  - 信託銀行、為替銀行、運用会社、グローバルカストディアン等、多くの関係者による対応が必要

## 4. 同時決済の段階的な導入①

- 同時決済の導入に当たっては、関係者の対応に時間を要する取引が存在するため、ターゲットを絞って早期に対応する当初フェーズと、より幅広い取引を対象とする本格フェーズに分けて、段階的に対応

- ✓ 外資系運用会社、外資系為替銀行は、すでに海外においてファンド取引にかかる同時決済を実施しており、その既存システム等により、本邦信託ファンドにおいても同時決済への比較的早期な対応が可能
- ✓ 本邦市場において、リスクが高い取引から優先的に対応することにより、比較的早期の対応が可能




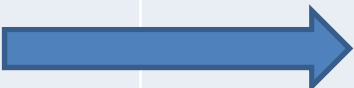


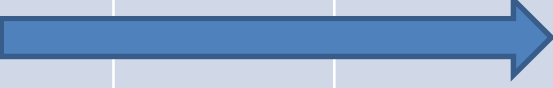
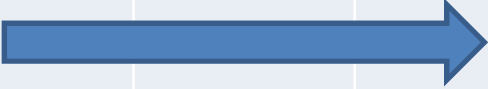


「当初フェーズ」と位置付け、2018年度下期の導入を目指す

- ✓ 当初フェーズで対応できなかった取引については、市場関係者が実務運営上の課題・制約の解消に努め、新しい慣行の確立に向けた検討や、取引対象拡大へのシステム対応等を行うために、一定の準備期間が必要



「本格フェーズ」と位置付け、2019年度下期～2020年度上期にかけての導入を目指す

## 5. 同時決済の段階的な導入②

		2017年 度下	2018年 度上	2018年 度下	2019年 度上	2019年 度下	2020年 度上
当初	システム開発						
	市場関係者 テスト						
	委託者/受益 者への説明						
	導入						
本格	システム開発						
	市場関係者 テスト						
	委託者/受益 者への説明						
	導入						

 …導入目標時期

## 6. CLS参加方式

- 当初フェーズ、本格フェーズのそれぞれにおいて、検討対象となるCLS参加方式は概ね以下のとおり。各信託銀行において、一つの方式のみを採用するとは限らず、複数の方式を併用することも考えられる

参加方式	スキーム		CLS決済を担うメンバー	主たる取引相手	日中流動性供給者	当初フェーズ	本格フェーズ
カストディアン方式 (①)	「信託指図」スキーム(③)	内—外信託指図	カストディアン	国内	カストディアン	○ (⑤)	○
	「外—外指図」スキーム(④)	外—外運用者指図	カストディアン	海外	カストディアン	○	○
受託行方式 (②)	サードパーティースキーム	内—外信託指図	同一グループ内・外部	国内	サードパーティーサービス提供者	△ (⑥)	○ (⑥)
	決済メンバースキーム	内—外信託指図	資産管理銀行	国内	資産管理銀行	×	△ (⑦)

- ① 信託銀行が、外国証券を保管しているグローバルカストディアンに、同時決済代行を委託する方式  
 ② 信託銀行が、第三者であるCLS決済メンバーや同じグループ内のCLS決済メンバーに対して、同時決済を依頼する、又は、自らCLS決済メンバーとして同時決済に参加する方式  
 ③ 国内の受託者から海外のカストディアンに決済指図を行う指図スキーム  
 ④ 関係者間の合意を前提に、海外の運用者が海外のカストディアン宛に直接運用や決済の指図(または事前通知)を出すことを認めるスキーム  
 ⑤ 本格フェーズに向けた本邦市場慣行の整備及び関係各社の体制構築が完了するまでは、リスクの高い取引(例えば大口取引)を対象に、まずはマニュアル対応にて同時決済を行うスキーム等を想定  
 ⑥ 当初フェーズで検討を開始するものの、実施のタイミングは本格フェーズになる見込み  
 ⑦ CLS銀行にて一定の要件の中で同一金融グループの中で複数行の参加が認められるようになったが、当該参加形式は、金融グループ各社のビジネス方針を策定した上で参加要件を充足する必要があるため、本格フェーズにおいて「サードパーティースキーム」に準ずるものとして検討

## 7. 今後の取組

---

- プロジェクトチームの立ち上げ
  - ✓ 東京外為市場委と信託協会は、東京外為市場における新しい市場慣行の確立に向けて、信託銀行・為替銀行・運用会社等を中心とした実務者によるプロジェクトチーム(PT)を立ち上げ(金融庁・日本銀行も参加)、信託ファンドの取引関係者による体制整備を促進
  - ✓ 今後、信託銀行のCLS参加方式やスキーム毎の具体的な実務フローについての検証を行うとともに、例えば以下のような個別論点について意見集約を図るべく、更なる議論を行う
    - インターバンク取引に倣った標準決済指図の交換を行うべきか
    - CLS決済対象を取引単位で特定することは可能か
    - 契約済み取引の条件変更にかかるルール(取消時限等)の遵守は可能か
- CLSによる取組
  - ✓ 一部通貨について、同時決済が可能な時間帯の拡大を検討
  - ✓ 18通貨以外についても、バイラテラル・ネットィングに関する計算機能の提供に係るサービスの拡充を計画
  - ✓ CLSのメンバーシップについて、同一金融グループ内で複数の参加が可能な新しい方式(グループ内決済メンバー方式)を導入
- 今後、関係者間で更なる検討を進め、概ね1年後に再度ラウンドテーブルを開催し、準備状況を確認